

8月1日より、父子家庭の父も児童扶養手当の対象となります

●ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日(日)から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象となります。

●児童扶養手当を受給するためにはいきいき広場での申請(認定請求)が必要です。

地域福祉グループにお問い合わせのうえ、11月30日(火)までに忘れずに手続きをしてください。
(8月～11月分の手当の支給は、12月となります) 11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)

※県・市遺児手当を同時申請された場合、県遺児手当は申請の当月、市遺児手当は申請の翌月からの支給になります。

児童扶養手当とは?

◆父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は?

◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。 ※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、地域福祉グループにご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

手当額(月額)は?

◆受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。(所得制限があります。) ※個々の手当額については、地域福祉グループにお問い合わせください。

○児童1人の場合

全部支給:41,720円 一部支給:41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額

2人目:5,000円、3人目以降1人につき:3,000円

※支給月は4～7月分が8月、8～11月分が12月、12～3月分が4月となります。



父子家庭の方が受給するためには?

◆児童扶養手当を受給するには、いきいき広場での申請が必要です。

◆支給の時期についての取扱いは以下のとおりです。

○11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

・7月31日までに支給要件に該当している方

→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

○11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、地域福祉グループに早めにお問い合わせのうえ、11月30日までに手続きをしてください。

※県・市遺児手当を同時申請された場合、県遺児手当は申請の当月、市遺児手当は申請の翌月からの支給になります。

申請手続きに必要なものは?

◆申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票、そのほか書類が必要です。詳しくは、地域福祉グループにお問い合わせください。

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ児童扶養手当担当 ☎52-9871